伯耆町オミクロン株影響対策

応援金のご案内

新型コロナウイルス感染症第６波の影響を受けた事業者の事業継続を支援するための応援金を支給します。

　　　　　　　　　　　　　　　　伯耆町内に主たる事務所又は事業所を有しており、かつ、鳥取県「オミクロン株影響対策緊急応援金」の支給を受けた事業者で、町税等の滞納がないもの

支給対象者

　　　　　　　　　　　　　　　　１事業者あたり　上限　100,000円

　　　　　　　　　　　　　　　　※ただし、鳥取県「オミクロン株影響対策緊急応援金」の支給額が100,000円未満の場合は、同応援金の支給額と同額。

支給額

　　　　　　　　　　　　　　　　※鳥取県「新型コロナ安心対策認証店」に対する加算はありません。

申請方法

|  |
| --- |
| ◆　　本応援金は、鳥取県「オミクロン株影響対策緊急応援金」の支給を受けていることが要件となります。鳥取県「オミクロン株影響対策緊急応援金」の申請は既に締め切られています。本応援金の申請を行うために、鳥取県に対して「オミクロン株影響対策緊急応援金」の申請を行うことはできません。ご注意ください。  　※伯耆町から鳥取県に応援金の給付状況を確認します。  　※県応援金の支給決定（振込）前でも申請ができます。この場合、県応援金の支給額が確定された後に、伯耆町の応援金を支給します。  ◆申請は、伯耆町産業課商工観光室までご持参いただくか、郵送にて下記まで送付してください。  　【必要書類】（必要書類は伯耆町ホームページからダウンロードできます）  　　□　応援金申請書  　　□　町税等納付状況確認同意書  　　□　支払請求書（振込先金融機関の口座が確認できる書類の写しを添付してください。） |

申請期間

　　　　　　　　　　　　　　　令和４年７月１日（金）から９月３０日（金）まで

**【申請書送付先／お問合せ先】**

**伯耆町産業課　商工観光室　応援金担当者　行**

**〒６８９－４１３３　伯耆町吉長３７番地３　　電話：０８５９－６８－４２１１**